

貸借契約書

（長期継続契約）

- 1 貸借名
- 2 使用場所
- 3 貸借期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 貸借金額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
年度 金 円（月額 金 円）
年度から年度まで 金 円（月額 金 円）
年度 金 円（月額 金 円）
- 5 契約保証金 免除する
- 6 前金払 しない
- 7 その他特定条件

- (1) 本契約は、地方自治法第234条の3及び春日部市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に基づく長期継続契約である。
- (2) 履行期間の始期の属する年度にかかる予算の議決を条件として、契約が成立するものとする。
- (3) 本契約の翌年度以降において、当該契約の金額にかかる予算について減額又は削除があった場合、賃借人は、当該契約を変更又は解除するものとする。

上記契約について、賃借人と貸借人とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

住所
賃借人 氏名 春日部市
春日部市長

住所
貸借人 氏名